

八王子同窓会の森のこれから

同窓会副理事長 戸田 浩人（林学院 S61）

東京農工大学同窓会が八王子市と分収林契約を結んでいたことを、ご存知の方は多くないと思う。分収林契約とは、林野に地上権を設定し人工林を成立させ、伐採で得られた収入を地権者と分割する契約である。令和2（2020）年3月末をもって、八王子市との分収林契約を解消したが、諸先輩が育てた森林として標柱等を新たに建てることと、同窓会の森を核として、八王子市とは自然環境保全や環境教育などの分野で協力していくことを確認した。この同窓会の森の設置経緯とこれまでの歩みについて報告する。

歴史を振り返ると、本学農学部の前身である東京高等農林学校の駒場学友会（学生と教職員を会員とする団体）によって、紀元2,600年記念として記念林設置事業が企画され、当時の浅川町有地の山林に地上権設定が行われた。契約者は当時の学校長であり、また、東京高等農林学校駒場学友会会長であった小出満二氏である。地上権設定による目的は、スギ、ヒノキ、アカマツの造林をもって記念林とすること、期間は昭和15（1940）年4月1日から昭和55（1980）年3月31日までの40年間となっていた。当初は浅川記念林、浅川分収林とよばれ、後に八王子分収林そして八王子同窓会の森と変遷していくことになる。

浅川町との契約後、植林はされたものの第二次世界大戦のため造林地の手入れもできず、ほぼ放置された状態になっていたとのことである。昭和28（1953）年3月に浅川町より契約継続の意思について問い合わせがあり、契約当時の責任者も交代しており駒場学友会も解散していたため、一旦は契約解除を申し出ることになった。しかし、この際に駒場校友会（旧同窓会）として契約することで、将来同窓会の財産にすることが検討され、浅川町へ再契約を申し出た。そして、東京農工大学駒場交友会会長と（浅川町が合併し八王子市となったため）八王子市長との間で再契約が確認され、昭和36（1961）年11月に契約を結び地上権設

定を昭和65（1990）年3月31日まで延長することになった。

分収林の初期の運営は、上述のように第二次世界大戦の真ただ中であり、不十分にならざるを得なかった。八王子市との再契約後、昭和28（1953）年と昭和34（1959）年に植栽されたスギ、ヒノキ林に対し、昭和47～48（1972～1973）年にかけて、除伐（侵入広葉樹および不良植栽木の切り捨て）、つる切り、高さ3mまでの枝打ちなどの保育作業が積極的に行われている。こうした諸先輩の尽力により、立派な人工林として成林したが、平成2（1990）年時点で50年生未満であるスギ・ヒノキ林伐採は、木材価格の低迷などもあり経済的に不利であることから、契約の再延長を繰り返してきた。現在の八王子同窓会の森は、60年生超えの美林となっている。

令和2（2020）年3月に契約期間が満了するため、同窓会で検討を重ね、同地のスギ・ヒノキ林を利潤目的で伐採するべきではなく、契約を解消し八王子市に林木を残したまま返還することとした。その理由は、①同窓会が非営利型の一般社団法人として改組され、収益目的の分収造林契約の継続は目的にそぐわないこと、②伐採木の搬出路確保のための補助金獲得の目途が立たず、木材市況も好転の兆しが見えず一斉皆伐採しても赤字になる可能性が高いこと、③現地は近年、高尾山への登山道として人気があり平日でも多くの登山客がみられ、観光資源としての景観を皆伐によって破壊することが懸念されること、④昨今の豪雨災害の多発に対して大規模な皆伐は、地域住民の防災感情を損ねることになることが危惧されるなど、社会情勢や周辺環境の変化があり、八王子市との分収林契約を履行するための伐採が、登山客や地域住民の方々との軋轢を生む原因となることは、東京農工大同窓会活動の趣旨にそぐわないと判断したためである。

なお、本契約の解消にあたっては、冒頭に述べ

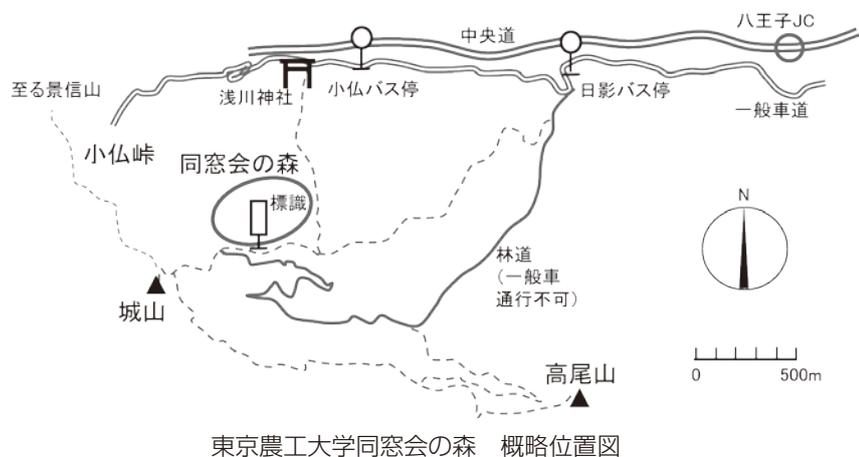
たように、これまで東京農工大学と八王子市が育ててきた「同窓会の森」であることを示す標柱等を新たに建てることと、今後は八王子市と自然環境保全や環境教育などの分野で協力関係を築いていくことを確認した。「東京農工大学八王子同窓会の森」の場所は、高尾山から小仏峠、陣馬山へのハイキングコースに近く、城山の無線中継所から数分である。こちらの方面へお出かけの際は、ぜひ足を延ばし、諸先輩の育てた森林をご覧いただければ幸いである。



尾根部の平地と現在の看板 2017. 4撮影



平地に間伐材で設置したベンチ 2017. 7撮影



府県名所図会 富岡製糸場 三代歌川広重



養蚕教育図 作者不詳

東京農工大学科学博物館収蔵

錦絵より(二)